

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄住民の権利拡大（布令、布告の廃止、裁判権の一部移譲）

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-01 キーワード (Ja): 布令・布告, 機能別分離返還 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43471

裁判権の一部委譲

アメリカ局長 *手*

参事官 *手*

北米課長 *手*

総特第9821号

昭和39年11月27日

外務省アメリカ局長 殿

総理府特別地域連絡局長



琉球列島米国民政府裁判所から琉球政府裁判所への

裁判権の一部委譲について

標記の件について、別添のとおり那覇日本政府南方連絡事務所
から報告があつたので、お知らせする。

要処理	要連絡
要研究	至
課長	上
枝村	河
齊藤	吉
有馬	山
渡辺	平
大崎	吉
中田	藤
後藤	



総 理 府

39.12.1
高橋

*手
持*

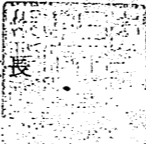


総南連第2663号

昭和39年11月21日

総理府特別地域連絡局第一課長 殿

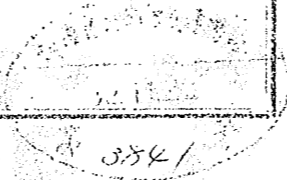
那覇日本政府南方連絡事務所次長



裁判権の一部委譲について

貴電第406号で照会のあつたことについて、別紙のとおり
ご連絡いたします。

総理府



琉球列島米国民政府 (USOAR) 裁判所
から琉球政府 (GRI) 裁判所への裁判権
の一部委譲について

1 USOARのワツスン高等弁務官は、11月12日の定例記者会見で、一般質問に先だつて、いわゆる集成刑法(1955年米国民政府布令第144号「刑法並びに訴訟手続法典」、以下布令144号という。)に規定する罪のうち、USOAR裁判所に第一次裁判権があるものについて、その一部をGRI裁判所へ委譲することを発表した。

このことに関係した、発言は次のとおりである。(USOAR発行の記者会見についての記録による。)

「本日、USOARは、新行政主席に、USOAR裁判所は、4種の罪について、GRI裁判所に、その裁判権を委ねる、と通知した。これらの罪は、中傷、公文書の偽造又は改変、ケーブルやワイヤーの不当所持、及び、立入禁止地域内の建設を含んでいる。

GRI裁判所は、既に、多くの事件を審理しているが、他方、USOAR裁判所は、比較的、少数を審理している。この(一部裁判権委譲の)行は、前にいつたとおり、GRIに諸機能を委譲する段階的過程の一部なのである。」(仮訳)

2 また、同日(11月12日)付け書簡でもつて、USOAR民

政官に代つてUSOAR総務部長から行政主席あて、

(1) 布令144号の条項のうち、2.2.10.1, 2.2.18, 2.2.42, 2.5.4に規定する4種の罪については、合衆国の安全、財産又は利害に影響を及ぼす重要な事件とは認めない。

(2) よつて、これらの罪についての、GRI裁判所の第一次裁判権を認める。

(3) これに伴つて、二つの書簡(1958年9月8日付け書簡及び1963年7月23日付け書簡)の関係部分を改訂する。という趣旨の通知があつた。(別紙1参照)

3 このことについての関連事項について

(1) 大統領行政命令10713号「琉球列島の管理に関する行政命令」第10節b項(4)により、「高等弁務官が、合衆国の安全、財産又は利害に影響を及ぼすと認める特に重大な事件に対する刑事裁判権」は、USOAR裁判所が行使する。

(2) 1958年7月1日付け高等弁務官書簡によつて

USOAR刑事裁判所の刑事裁判権の行使に関する権限のある部分が首席民政官に委任されたが、この中には、合衆国の安全、財産又は利益を及ぼす特に重大な特定の事件を第一審において決定する権限も含まれた。(このように1958年9月8日付けの首席民政官の書簡から推測される。このこ

とについての正式な通知はGRIになかつたらしい。)

(3) この委任された権限に基いて、首政民政官は、1958年9月8日付け首席民政官ボンナ、F. パーシヤー准将名による書簡によつて、「民政府布令第144号「刑法並びに訴訟手続法典」中、次の条項の違反は、合衆国の安全、財産の又は利害に影響を及ぼす特に重大な特定の事件を構成するものと決定する」として、40項目をあげて、「これらの事件に対する第一次裁判権は、USOAR刑事裁判所が行行使することとした。

その後、1963年7月21日付け首席民政官シヤノン、マキューン名による書簡で行政主席あて、1958年9月8日付け書簡によつて指定した40項目の改訂の通知があり、結局、48項目となつた。(別紙2参照)

2. 2. 1	2. 2. 12. 1	2. 2. 37
2. 2. 2	2. 2. 13	×2. 2. 42
2. 2. 3	2. 2. 15	2. 2. 44
2. 2. 4	2. 2. 16	2. 2. 45
2. 2. 5	2. 2. 17	2. 2. 47
2. 2. 5. 1	×2. 2. 18	2. 2. 48
2. 2. 6a	2. 2. 20	2. 2. 49
2. 2. 6. 10	2. 2. 21	2. 2. 50

2. 2. 6. 2a	2. 2. 22	2. 2. 51
2. 2. 7	2. 2. 23	2. 2. 52
2. 2. 8. 2	2. 2. 28	2. 3. 1. 1
2. 2. 9	2. 2. 29	2. 3. 3
2. 2. 10	2. 2. 30	2. 3. 3. 1
2. 2. 10. 1	2. 2. 31	2. 3. 3. 2
2. 2. 11	2. 2. 33	2. 3. 3. 3
2. 2. 12	2. 2. 34	×2. 5. 4

(×印が今度、除かれたもの)

(4) そして、11月12日付けて上記48項目中、次の4項目についての裁判権がGRI裁判所に委譲になつたのである。

- ① 2. 2. 10. 1
- ② 2. 2. 18
- ③ 2. 2. 42
- ④ 2. 5. 4

4 この問題に対するコメント

(1) USOAR裁判所からGRI裁判所へ裁判権を移譲するという限りでは「自治権の拡大」と考えられる。従来2.2.10.1についてはUSOAR裁判所において審理されたのは多いことであるが、2.2.18や2.5.4については2.2.18は例えば人民党の文書活動、2.5.4は黙認耕作地など、あるいは該当すると思われるものがあるにもかかわらず、実際には起訴されてUSOAR裁判所で審理されたものは殆どないようである。

(2) U.S.C.A.R. 裁判所から G.R.I. 裁判所へ裁判権が移ることによつて同一事件でも、判決のうえて量刑の差があると考えられる。その意味で被告にとって有利になるだろう。

(3) 1964年11月12日付け書簡中の「この書簡の日付け以後に始まるこのような事件 (such cases)」及び、同日の高等弁務官の記者会見での談話中「G.R.I. 裁判所は、既に多くの事件 (cases) を管理してきた。」とある「事件」は、もちろん訴訟をさすと思われる。

別紙1

米国民政府

HCR1-LL

1964年11月12日

首題：米国民政府裁判所及琉球政府
裁判所の裁判権について

あ？ 琉球政府行政主席

1. 標記首題の1963年7月23日付書簡が
改正された。1958年9月8日付書簡HCR1-CA013
を参照された。

2. 改正された行政命令10713の規定
に従い、高野将官は、常民政府布令第144号の
2.2.10.1条、2.2.18条、2.2.42条及2.54条
に違反する罪は、もはや合衆国の安全、財産
又は利害関係にとって格別の重要な特殊
事件ではないと決定した。従ってこの書簡の
日付以後に始まるこのような事件はすべて
琉球政府裁判所の第一級裁判権に属す
るものと考へるべきである。上記の参照書簡を

改訂する。

上記の部類には、或る特殊な事
件が行政命令の第10節a(2)及第10節b(4)
に言うところの合衆国にとって特別に重要な
ものであるかどうかを定める権利は持
保留する。

首席民政官の代り

総務局長

John M. Fort 中佐